

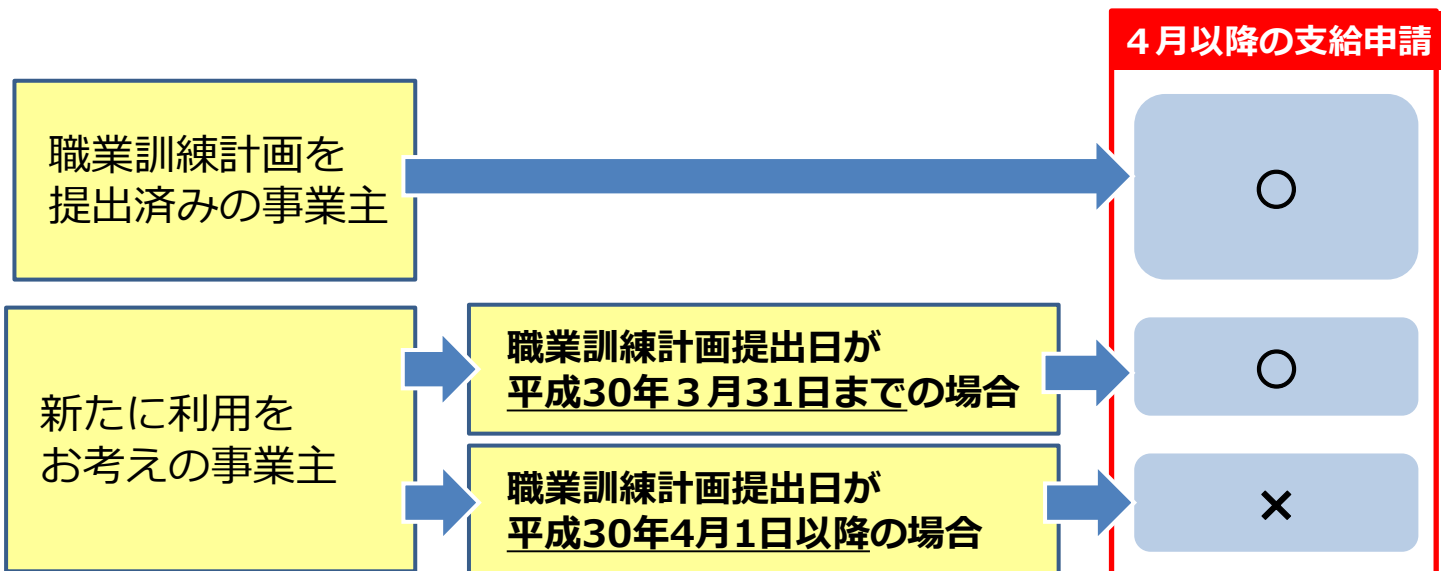
従業員の人材育成をお考えの事業主の皆さまへ

**平成30年3月31日をもって  
労働移動支援助成金（移籍人材育成支援コース）  
は廃止を予定しています。**

**労働移動支援助成金（移籍人材育成支援コース）とは**

他の事業所から移籍若しくは在籍出向から移籍への切り換えによって労働者を受け入れ、その方に対する職業訓練（Off-JTのみ、又は、Off-JT+OJT）を実施した場合に事業主に対して職業訓練に要した費用の一部を助成するものです。

**この助成金は、平成30年3月31日で廃止の予定です。  
その場合、4月以降の取扱いは次のようになります。**



(注) 支給申請は、職業訓練計画の実施期間の終了した日の翌日から2か月以内、または優遇助成（賃金上昇区分）で申請される場合で、雇入れ1年経過後の賃金支払日が職業訓練の終了後である場合は、賃金支払日の翌日から2か月以内に行う必要があります。